

## レンタサイクル利用規約

本規約は、一般社団法人大雪カムイミンタラ DMO（以下「運営者」といいます。）が管理運営する「アクティビティセンター旭川空港」（以下「本施設」といいます。）において提供するレンタサイクルサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用条件等について定めるものです。なお、本規約に定めのない事項については、法令または一般の習慣に従うものとします。

### 第1条（利用資格）

本サービスを利用できる方は、以下のすべての要件を満たすお客様（以下「利用者」といいます。）に限るものとします。

1. 本規約および道路交通法等の関係法令、その他の交通規則等を遵守できる方。
2. 運営者からの緊急連絡に対応可能な携帯電話等の連絡手段を所有している方。
3. 貸出日に本人確認書類（運転免許証、パスポート等）を携帯し、本施設のスタッフに提示できる方。
4. 酒気を帯びていない方。
5. 18歳未満の場合、貸出期間中、親権者または18歳以上の方（以下「保護者」といいます。）が同伴できる方。この場合、保護者は本規約に基づく一切の責任を利用者と連帯して負うものとします。
6. その他、運営者または本施設が本サービスの利用に適すと判断した方。

### 第2条（利用時間および利用料金）

本サービスの利用時間および利用料金は、以下の通りとします。

車種	1日利用料金 (9:00~16:30)	3時間利用料金
電動アシスト付きマウンテンバイク	4,000円（税込）	2,500円（税込）
電動アシスト付きクロスバイク	5,500円（税込）	3,000円（税込）

※ 保証料として自転車1台につき別途3,000円（預り金）を申し受けます。保証料は、自転車が営業時間内に適正に返却された際に全額返金いたします。

### 第3条 (予約)

---

1. 利用者は、WEB サイトを通じて事前の予約を行うことができます（貸出希望日の2日前 12:00 まで）。
2. 事前予約がない場合であっても、当日の貸出状況により本サービスを利用できる場合があります。ただし、事前予約をされたお客様を優先するものとします。
3. 貸出当日、予約時間に遅れる可能性がある場合は、予約開始時刻よりも前までに本施設へ必ず電話連絡を行うものとします。

### 第4条 (キャンセル)

---

利用者の都合により予約をキャンセルされる場合は、以下のキャンセル料を申し受けます。

- 利用日の4日前から7日前まで：利用料金の30%
- 利用日の2日前から3日前まで：利用料金の40%
- 利用日の前日：利用料金の50%
- 利用日の当日：利用料金の100%

なお、事前の連絡なく予約開始時刻から1時間が経過した場合は、無断キャンセルとみなし、自動的に予約は取り消され、利用料金の100%を請求いたします。

※ 日数の計算には、土日祝日も含みます。

### 第5条 (キャンセルに関する連絡方法)

---

1. 利用開始日の前日までのキャンセル：電話またはメールにてご連絡ください。
2. 利用当日のキャンセル：お電話でのみ承ります。

区分	連絡先・対応時間
平日	TEL: 0166-73-6968 (9:00~17:00) / 大雪カムイミンタラ DMO
土日祝	TEL: 080-9667-8208 (8:30~16:30) / アクティビティセンター旭川空港
メール (共通)	shohin@taisetsu-kamui.jp

## 第6条 (返金処理)

---

1. キャンセル規定に基づきキャンセル料が発生する場合は、あらかじめ受領した利用料金から当該キャンセル料を差し引いた金額をご返金いたします。
  2. 返金は、ご利用いただいたクレジットカードを通じて行われます。
    - 返金処理日: キャンセル受付日から5営業日以内に運営者にて返金処理を行います。
    - 返金完了日: お客様がご利用のクレジットカード会社によって異なります。返金処理日から1~2か月程度要する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 詳細な返金時期については、ご利用のクレジットカード会社へ直接お問い合わせください。

## 第7条 (悪天候等によるキャンセル料の免責)

---

以下のいずれかの事由に該当すると運営者が判断した場合、キャンセル料は発生いたしません。

1. 悪天候による中止: レンタサイクルの走行に危険を及ぼす悪天候の場合。
2. 交通機関の影響: ご利用日に航空便の大幅な遅延または欠航が生じた場合。

## 第8条 (予約の変更)

---

1. 予約完了後の内容変更はできません。
2. 変更をご希望の場合は、一度現在の予約をキャンセルのうえ、改めて新規の予約を行っていただく必要があります。この際、第4条に定めるキャンセル規定が適用され、所定のキャンセル料が発生する場合があります。また、空き状況によっては再予約ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 第9条 (利用申込手続き)

---

利用申込の手続きは、以下の通りとします。

1. 利用者は、レンタル申込書に必要事項を記入します。
2. 利用者は、本人確認書類を本施設のスタッフに提示します。スタッフは本人確認の上、当該書類の複写または写真撮影を行います（これらの控えは、本サービスの利用目的達成後に適切に廃棄または削除いたします）。
3. 利用料金の精算を行います。利用料金は原則として前払いとします。
4. 本施設のスタッフが、レンタル品（自転車および付属品）の取扱方法および加入保険について説明を行います。必要に応じ、利用者に合わせてレンタル品の調整を行

います。

5. 利用者とスタッフは共同で、レンタル品に整備不良その他の不具合がないこと、および利用開始時点における傷、破損その他の異常の有無を確認します。
6. 利用者は、傷、破損、汚損その他の異常を発見した場合には、利用開始前にスタッフへ申告するとともに、必要に応じて写真撮影その他の方法により当該状態を記録するものとします。
7. 利用開始前に利用者から申告のなかった損傷については、運営者は貸出時の確認結果を踏まえ、損傷発生時期を判断するものとします。
8. スタッフが利用者にレンタル品を引き渡します。

## 第 10 条 (レンタル品の返却)

---

1. 利用者は、レンタル品を返却予定時刻までに、貸出時と同じ状態で本施設に返却するものとします。
2. レンタル品に異常または故障が生じた場合は、返却時に速やかに本施設のスタッフへ申し出るものとします。

## 第 11 条 (貸渡契約の成立および取消)

---

1. レンタル品の貸渡契約は、運営者が利用料金を受領し、利用者にレンタル品を引き渡したときに成立します。
2. 事故、盗難、その他運営者および本施設の責めに帰さない理由により、予約されたレンタル品の貸出が不可能となった場合、運営者は当該貸渡契約を取り消すことができるものとします。この場合、受領済みの料金は全額返金いたします。

## 第 12 条 (利用申込の無効等)

---

利用者が貸出期間中に次の各号のいずれかに該当したときは、運営者は何らの通知・催告を要することなく、直ちにレンタル品の返還を請求することができるものとします。この場合、受領済みの利用料金は一切返金いたしません。

1. 本利用規約に違反する行為を行ったとき。
2. 利用者の責めに帰すべき事由により事故を起こしたとき。
3. 第 1 条に定める利用資格を満たさなくなったとき。

## 第 13 条 (貸出期間の超過)

---

1. 返却予定時刻を過ぎる可能性がある場合は、速やかに本施設まで連絡してください。
2. 事前の連絡なく貸出期間を超過して返却した場合、または本施設の営業終了時間（16:30）までに返却がない場合は、お預かりした保証料（3,000円）は返金いたしません。
3. 返却遅延により、次のお客様が使用できない等、第三者または運営者に損害を与えた場合は、利用者はその損害を賠償するものとします。

#### 第14条（手荷物預かり）

---

1. 本サービスを利用するお客様は、貸出期間中に限り、本施設において手荷物を預けることができます。利用申込み時にお申し出ください。
2. 預かり荷物の中に、貴重品、現金、壊れやすい物品、または危険物等を含めないでください。
3. 保管中、預かり荷物が危険物や他の保管品・保管場所を汚損する恐れがあるものに該当する疑いがある場合、本施設のスタッフは利用者の承諾なく荷物を開披し、適切な処置をとることができるものとします。
4. 運営者の故意または重大な過失による場合を除き、運営者および本施設は、預かり荷物の盗難、紛失、破損等について一切の責任を負いません。

#### 第15条（故障・破損時の負担等）

---

1. レンタル品に故障または破損、損傷が生じた場合は、直ちに使用を中止し、本施設まで連絡してください。
2. 利用者の責めに帰すべき事由によりレンタル品を故障または破損、損傷させた場合、利用者はその修理費用および修理期間中の営業補償等に関わる損害金額を負担するものとします。
3. 前項の故障または破損を伴う事故等によって利用者自身または第三者に損害が発生した場合、運営者の故意または重大な過失による場合を除き、運営者および本施設は一切の責任を負いません。

#### 第16条（盗難・紛失）

---

1. レンタル品の盗難または紛失に遭った場合は、直ちに警察署へ被害届を提出するとともに、本施設まで連絡してください。
2. 利用者の責めに帰すべき事由によりレンタル品が盗難または紛失に遭った場合、利用者はその損害金額を運営者に賠償するものとします。

3. 鍵を紛失した場合、お預かりした保証料は返金いたしません。

## 第 17 条（事故時の対応および補償範囲）

1. 貸出期間中に事故に遭った場合、利用者は速やかに本施設まで連絡するとともに、警察への通報等、法令で定められた適切な措置を自らの責任で講じるものとします。
2. 利用者の責めに帰すべき事由により、運営者、本施設または第三者に損害を与えた場合、利用者はこれを賠償するものとします。
3. 事故についての示談等が必要な場合には、利用者は自らの責任と費用においてこれを行うものとします。運営者の故意または重大な過失による場合を除き、運営者および本施設は事故についての一切の責任を負いません。
4. 操縦ミス、不注意、交通ルール違反、または天候等の不可抗力に起因する事故やトラブルについて、運営者の故意または重大な過失による場合を除き、運営者および本施設は一切の責任を負いません。
5. 本サービスの利用に伴う傷害等については、運営者が加入する以下の保険適用の補償範囲内で補償を行います（ただし、保険会社の免責事由に該当する場合等、補償されない場合があります）。

補償種類 (緑色 TS マーク付帯保険)	補償内容・限度額
傷害補償	・死亡、重度後遺障害（1～4 級）：一律 50 万円 ・入院 15 日以上：一律 5 万円
賠償責任補償	・死亡、傷害（すべての人身事故）：限度額 1 億円

## 第 18 条（禁止行為）

利用者は、貸出期間中、以下の行為を行ってはならないものとします。

1. レンタル申込書に記載された使用者以外の第三者にレンタル品を使用させること。
2. 無謀な運転、酒気帯び運転、その他道路交通法等の法令・交通規則に違反する行為。
3. 危険箇所、不適切な場所または方法でのレンタル品の使用。
4. 歩行者等の通行障害となるような行為や迷惑行為。
5. レンタル品の構造・装置等の改造、変更または分解。
6. その他、法令、公序良俗に反する行為。

## 第 19 条（不可抗力による途中終了）

---

貸出期間中、天災地変その他の運営者および利用者のいずれの責めにも帰さない不可抗力の事由により、レンタル品が使用不能となった場合には、貸渡契約は終了するものとします。この場合、利用者はその旨を本施設に速やかに連絡するものとし、利用料金が返還されないことをあらかじめ承諾するものとします。

## 第 20 条（協議解決）

---

本規約の内容に疑義が生じた場合、または本規約に定めのない事項が生じたときは、運営者および利用者は誠意をもって協議し、円滑な解決に努めるものとします。

## 第 21 条（合意管轄裁判所）

---

本規約に関して紛争が生じたときは、旭川地方裁判所または旭川簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

## 第 22 条（個人情報の取り扱い）

---

1. 運営者および本施設は、本サービスの提供に伴い取得した利用者の個人情報について、適切な保護に努め、本サービスの運営およびこれに付随する業務以外の目的には使用いたしません。
2. レンタル品に搭載された GPS による位置情報や走行ルート等のデータは、個人を特定できない統計情報に加工した上で、今後のレンタサイクル事業の改善・検討目的等に利用することがあります。

アクティビティセンター旭川空港

（管理運営：一般社団法人大雪カムイミンタラ DMO）

営業時間：土日祝 8:30～16:30

連絡先：080-9667-8208（土日祝）

0166-73-6968（平日 9:00～17:00）